

埼玉県山岳連盟 慶弔規程

第1条 埼玉県山岳連盟（以下「連盟」という。）は、加盟団体及び関係団体に慶事又は弔事があったときは、本規程によって祝意又は弔意を表す。

第2条 連盟加盟団体会長及び連盟役員（理事以上）が死亡したときは、霊前に生花又は花輪を供える。

第3条 友好団体（社団法人日本山岳協会、関東地区山岳連盟、財団法人埼玉県体育協会加盟団体等）の会長他、特に親交のあった役員が死亡したときは、霊前に香典（原則として5,000円）及び弔電を供える。

第4条 連盟加盟団体の会員、国体関係選手等が死亡したときは、弔電で弔意を表す。

第5条 前3条に規定するもののほかは、会長判断又は三役で決定し理事会で報告する。

第6条 慶事の場合の処置については、その都度理事会又は常任理事会で決定する。

第7条 本規程は、理事会で改廃することができる。

付則 本規程は、平成25年4月15日から施行する。
平成27年9月9日 一部改定

注：加盟団体及び関係団体の中で慶事又は弔事があったときは、速やかに県岳連事務局等に連絡下さい。